２．ヒ素

試験溶液20mLについて、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の７　ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となる。

２　折り紙は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．重金属

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の１．重金属を準用する。

２．ヒ素

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

３　ゴム製おしゃぶりは、第３　器具及び容器包装の部Ｄ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の項の３　ゴム製の器具又は容器包装の目の⑵　ゴム製ほ乳器具に定める規格に適合しなければならない。

４　おもちゃの塗膜は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

⑴　（略）

⑵　試験

１．カドミウム、鉛及びヒ素

カドミウム標準原液0.1mL、鉛標準原液0.1mL及びヒ素標準原液1.3mLを採り、0.07mol／Ｌ塩酸を加えて100mLとする。本液１mLはカドミウム、鉛及びヒ素各１μgを含む。この溶液を0.07mol／Ｌ塩酸を用いて希釈し、試験溶液と同様の方法により測定し、カドミウム、鉛及びヒ素それぞれの検量線を作成する。ただし、カドミウム標準原液、鉛標準原液及びヒ素標準原液は第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項の４　標準溶液、標準原液で定めるものを用いる。

試験溶液について、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の３　原子吸光光度法、10　誘導結合プラズマ質量分析法又は11　誘導結合プラズマ発光分光分析法により、カドミウム、鉛及びヒ素のそれぞれの濃度を求め、次式により試料１ｇ当たりの溶出量を求めるとき、カドミウムは75μg／ｇ以下、鉛は90μg／ｇ以下、ヒ素は25μg／ｇ以下でなければならない。ただし、原子吸光光度法のヒ素の測定においては193.7nmの波長を用いる。

$$\text{溶出量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液濃度（μg／mL）}\times\text{試験溶液量（mL）}}{\text{試料量（g）}}\times\frac{100-\text{補正値}}{100}$$

この場合において、カドミウム及び鉛の補正値は30、ヒ素の補正値は60とする。

５　ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜にあっては、Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の４の目の試験法によるもののほか、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

２．ヒ素

試験溶液20mLについて、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の９　ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となる。

２　折り紙は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．重金属

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の１．重金属を準用する。

２．ヒ素

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

３　ゴム製おしやぶりは，第３　器具及び容器包装の部Ｄ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の項の３　ゴム製の器具又は容器包装の目の⑵　ゴム製ほ乳器具に定める試験法による試験に適合しなければならない。

４　おもちゃの塗膜は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

⑴　（略）

⑵　試験

１．カドミウム、鉛及びヒ素

カドミウム標準原液0.1mL、鉛標準原液0.1mL及びヒ素標準原液1.3mLを採り、0.07mol／Ｌ塩酸を加えて100mLとする。本液１mLはカドミウム、鉛及びヒ素各１μgを含む。この溶液を0.07mol／Ｌ塩酸を用いて希釈し、試験溶液と同様の方法により測定し、カドミウム、鉛及びヒ素それぞれの検量線を作成する。ただし、カドミウム標準原液、鉛標準原液及びヒ素標準原液は第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項の４　標準溶液、標準原液で定めるものを用いる。

試験溶液について、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の４　原子吸光光度法、13　誘導結合プラズマ質量分析法又は14　誘導結合プラズマ発光分光分析法により、カドミウム、鉛及びヒ素のそれぞれの濃度を求め、次式により試料１ｇ当たりの溶出量を求めるとき、カドミウムは75μg／ｇ以下、鉛は90μg／ｇ以下、ヒ素は25μg／ｇ以下でなければならない。ただし、原子吸光光度法のヒ素の測定においては193.7nmの波長を用いる。

$$\text{溶出量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液濃度（μg／mL）}\times\text{試験溶液量（mL）}}{\text{試料量（g）}}\times\frac{100-\text{補正値}}{100}$$

この場合において、カドミウム及び鉛の補正値は30、ヒ素の補正値は60とする。

５　ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜にあっては、Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の４の目の試験法によるもののほか、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）